

農業委員会総会議事録

(令和6年11月8日開催分)

熊本市農業委員会

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和6年11月8日（金）午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所議会棟2階予算決算委員会室

農業委員23名

1 番 西 富 大 二 郎	2 番 深 水 進	3 番 西 村 清 敏
4 番 牧 坂 邦 夫	5 番 福 原 幸 一	6 番 葭 村 誠 一
7 番 網 田 稔	8 番 徳 永 芳 也	9 番 東 哲 治
10 番 田 中 敏 郎	11 番 田 中 友 博	12 番 森 山 哲 也
13 番 林 田 智 博	14 番 谷 口 憲 治	15 番 （ 欠 員 ）
16 番 内 田 勤 矢	17 番 宮 本 淳 一	18 番 松 田 則 康
19 番 上 村 悦 美	20 番 福 嶋 徳 行	21 番 上 島 恵 二
22 番 木 下 三 智 也	23 番 牧 野 正 治	24 番 上 田 隆 幸

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数23名全員出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しており、総会が成立しておりますことを報告します。

それでは、会長、ご挨拶をお願いいたします。

会 長 本日はご多用の中、農業委員会総会に出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、11月に入っても季節外れの暑さが続いておりますが、ここ二、三日でようやく暑さが落ち着いてきたようでございます。しかし、まだまだ秋らしい天気とはいかず、長引いた暑さの影響で農作物への影響も心配されるところでございます。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農用地利用集積計画などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう皆様のご協力をお願い申し上げ、ご挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

事務局 ありがとうございました。

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者には、17番の宮本淳一委員と18番の松田則康委員を、書記に事務局の前田啓史主査を指名いたします。よろしくお願いいたします。

 本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から第8号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願までの8件でございます。

 初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請18件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

 それでは、1番、お願いします。

12番 森山哲也委員

 12番委員の森山でございます。

 1番から2番につきましては、地区委員会での協議状況の報告をいたします。

 1番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

 2番は、子へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

 以上2件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま1番から2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、3番。

9 番 東哲治委員

9 番委員、東です。

3 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3 番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は果樹を栽培されている農家で、申請地にはミカンを栽培される計画です。

以上 1 件、先の地区委員会において検討した結果、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま 3 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、4 番。

11 番 田中友博委員

11 番委員、田中です。

4 番から 5 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4 番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

5 番は、子どもへの生前贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上 2 件、先日の地区委員会にて検討した結果、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま 4 番、5 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

次は、6番。

13番 林田智博委員

13番委員、林田です。

6番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

6番は、贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には許可後水稻を作付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当せず、何ら問題ないとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま6番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、7番。

24番 上田隆幸委員

24番委員、上田です。

7番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、大豆、野菜を作付しており、許可後は大豆を作付される予定です。

以上、1件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま7番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、8番。

3番 西村清敏委員

3番委員、西村です。

8番から13番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

8番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人は水稻を作付する兼業農家で、許可後は水稻を作付する計画です。

9番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人は露地野菜を作付する専業農家で、許可後は露地野菜を作付する計画です。

10番と11番は関連で、新規就農のため所有権を移転する申請です。譲受人は地区委員会へ出席いただき、営農計画等について聞き取り調査を行っております。譲受人は自家消費野菜の栽培などで9年間ほど農作業を経験されており、このたび親戚の農家から畑、家屋及び納屋を引き継いでほしいとの相談があり、本格的に農業を始める決断に至った次第です。許可後はピーマン、カボチャを作付する計画で、生産が軌道に乗れば、地域のイベントやインターネットでの販売を計画されております。地区委員会においては、新規就農について何ら問題ないと判断いたしております。

12番は、代物弁済のため所有権を移転する申請です。譲受人は水稻を作付する兼業農家で、許可後は栗を作付する計画です。

13番は、解除条件付法人が賃貸借権を設定する申請です。譲受人は地区委員会へ出席いただき、営農計画等について聞き取り調査を行っております。譲受人は就労継続支援B型事業所の経営を行う法人で、障害者が自ら農作業を行うことにより、技術の習得や社会活動への参加を経験してもらい、一般就労への支援をしていく計画です。許可後はブルーベリー、露地野菜を作付する計画で生産が軌道に乗れば、地域のマルシェでの販売を計画されております。地区委員会においては、就農について何ら問題ないものと判断いたしております。

以上6件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いします。

議長 ただいま8番から13番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、14番。

23番 牧野正治委員

23番委員、牧野です。

14番から18番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

14番は、後継者へ贈与のため所有権を移転する申請です。譲受人は水稻、ナス、キュウリを栽培する専業農家で、許可後は水稻、大豆を作付する計画です。

15番は、経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人は水稻、ミカンを栽培する専業農家で、許可後は水稻を作付する計画です。

16番は、後継者へ贈与のため所有権を移転する申請です。譲受人はスイカ、メロンを栽培する専業農家で、許可後はスイカ、メロンを作付する計画です。

17番は、自家消費のため所有権を移転する申請です。譲受人は建設業を営んでいますが、実家は農業を営んでおり、本人も農業経験は豊富で、申請地は実家のすぐ近くにあるとのこと。許可後はキャベツ、白菜、ジャガイモ、サツマイモを作付する計画です。

18番は、経営拡張のため使用貸借権を設定する申請です。譲受人は水稻のほか、ニンジンやタマネギなどの露地野菜を栽培する農地所有適格法人で、許可後は水稻を作付する計画です。

以上5件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま14番から18番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請1件でございます。

 地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

 それでは、1番、お願いします。

11番 田中友博委員

11番委員、田中です。

1 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1 番は、貸資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha 未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、親戚でもある借主が、南区、西区周辺の営業拡大に伴い、代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積2,475㎡にコンクリート製品及びコンクリート用パネル、鉄筋、木材など、資材の保管場所、通路及び転回スペースの計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。ただ、申請地は南側に隣接するコンビニを建設する際に分筆した残地ですが、その工事の頃に誤って侵入道路に砕石が敷き詰められており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。工事期間は令和7年6月30日までを予定されており、許可後はすみやかに着手されることを確認いたしております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請36件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

1 番 西富大二郎委員

1 番委員、西富です。

1 番から4番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1 番は、所有権を取得して、当該法人の役員を務めているリサイクル解体業等を営む法人へ貸し出すことを目的に貸資材置場及び貸駐車

場として整備するための転用許可申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域にある農地で、水管、下水管の2種が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね500m以内に2つの教育施設がある第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、木材、鉄骨、パイプ等の資材置場、車両駐車場及び車両転回スペースを整備する計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。また開発許可を伴うような建築物等は計画にないことを配置図及び転用事業者を確認しております。資力、信用など、転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

2番と3番は関連で、住宅建設や不動産業等を営む法人が所有権を取得して建築条件付売買予定地へ転用する許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、住宅需要のある複数の候補地と交渉されたところですが、今回は合意の得られた申請地を選定されました。

土地利用計画は、建築条件付売買予定地として6区画と新設道路及び後退道路を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和6年12月10日から令和8年6月1日までの予定で、許可後はすみやかに着手されることを確認いたしております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課への開発行為事前審査回答済みとのことです。資力、信用など、転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

4番は、中古車、自動二輪車の販売及び自動車整備業等を営む法人が所有権を取得して資材置場として整備するための転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断しております。土地の選定に当たっては、法人の取扱い量の増加に伴い、関連用品や部品を置くスペースが不足し、周辺の土地を探されたとのことですが、店舗から近く、適当な面積で交渉が調ったとのことで申請地を選定されました。

土地利用計画は、砂利敷きを行い、タイヤ等の部品を置く計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和6年11月1日から令和7年1月31日までの予定で、許可後はすみやかに工事に着手されることを確認いたしております。また開発行為等を伴うような建築物等は計画にないことを配置図及び転用事業者を確認しております。資力、信用など、転用行為の確実性が認められ、また周

辺農地の営農条件に支障を生じるおそれがないものと判断されます。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま1番から4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、5番。

12番 森山哲也委員

12番委員、森山です。

5番から15番までにつきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番は、個人が使用貸借権による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積349㎡に個人住宅、木造平屋建て1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は、令和7年11月17日までの予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認いたしております。

6番は、個人が所有権移転による駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積69㎡に普通車4台分の駐車場を整備する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除について問題ありません。工事期間

は令和6年11月30日までの予定で、許可後はすみやかに着手されることを確認しております。

7番は、不動産売買業を営む法人が所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積1,024㎡に建売住宅、木造2階建て5棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課の開発行為事前審査中となっております。工事期間は令和8年1月31日までの予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認いたしております。

8番から9番は関連で、個人が所有権移転による駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区分内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。譲受人は地区内に居住されていることも確認しております。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積43.58㎡に普通車2台分の駐車場を整備する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和7年1月31日までの予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認いたしております。

10番から13番は関連で、不動産売買業を営む法人が所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断いたしました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目を含む総事業面積2,415.39㎡、総転用面積2,348㎡に建築条件付売買予定地9区画の計画で、転用

面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和9年12月31日までの予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

14番から15番は関連で、不動産売買業を営む法人が所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、総転用面積が3,499㎡に建築条件付売買予定地11区画及び道路、ごみ置場、公園の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除につきましては問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和8年12月31日までの予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

以上11件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地条件の面、一般条件の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま5番から15番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
 なお、14番と15番は総転用面積が3,000㎡を超えますので、
 申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。
 次は、16番。

9番 東哲治委員

 9番委員、東です。

 16番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

16番は、所有権移転によるコインランドリーへの転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積453㎡にコインランドリー1棟と軽自動車1台、普通乗用車9台分の駐車場を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除について問題はありません。なお、申請地は譲渡人が令和9年4月から資材置場として利用しており、今回の申請に当たっては、深く反省している旨の始末書が提出されております。工事期間は令和7年3月31日まで予定されており、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま16番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、17番。

24番 上田隆幸委員

24番委員、上田です。

17番から19番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

17番は、不動産売買業を営む法人が所有権移転し、建築条件付売買予定地とその附帯施設への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に建築条件付売買予定地15区画と公衆用道路、公園、防火水槽、ごみ置場として整備される計画で、妥当な面積

と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査の回答書の写しが添付されております。工事期間は令和8年3月31日までの予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

18番は、自動車修理工場を営む個人が所有権移転し、自身の工場を建築するための転用許可申請です。現在の工場が手狭なため、移転するための申請になります。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地を工場及び駐車場として整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、都市計画法第34条第1項第1号に該当する市街化調整区域内での開発で、開発指導課へ事前審査申出中とのことです。工事期間は令和7年3月15日までの予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

19番は、農業を営む個人が所有権移転し、自身が使用している農業用倉庫に隣接する場所に農業用資材置場を設置するための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地にビニールハウスの骨組み、廃ビニールの仮置場所として利用予定で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は令和7年11月30日までの予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 ただいま17番から19番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
なお、17番は総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。
次は、20番。

7番 網田稔委員

7番委員、網田です。

20番、21番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

20番は、建設業を営む個人が所有権移転し、貸資材置場への転用許可申請です。農地区分は、申請地からおおむね300m以内にインターチェンジが在る区域で、第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請者が代表を務める会社に電線ドラム、電柱、足場などの資材置場として整備し、貸し付ける計画で、妥当な面積と判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は令和6年12月10日までの予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

21番は、個人が所有権を取得し、庭用地として転用する許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。今回、申請人が中古住宅を購入しようとしたところ、一部農地が含まれておりました。譲渡人は以前から庭の一部として利用していたとのことで、今後このようなことがないように十分注意する旨の始末書が提出されております。排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま20番、21番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、22番。

3番 西村清敏委員

3番委員、西村です。

22番から30番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

22番は、土木工事業を営む法人が所有権を移転し、資材置場へ転用する申請です。農地区分は、申請地からおおむね300m以内に熊本西環状道路の出入り口があることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地451㎡に山砂、碎石等の土木資材置場として利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、周囲の状況、事業の内容から、周辺農地への影響はないものと思われます。工事は令和8年12月31日完了予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

23番と24番は関連で、土木工事業を営む法人が所有権を移転し、貸資材置場へ転用する申請です。

23番の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、周辺で農地以外の土地など検討されましたが、ほかに適当な土地がなく、申請地を選定されたものです。

24番の農地区分は、申請地からおおむね300m以内に熊本西環状道路の出入り口があることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地3筆5,654㎡にクラッシャー材、アスファルト材及び金属スクラップ等の土木資材置場として利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、周囲の状況、事業の内容から周辺農地への影響もないものと思われます。工事は令和8年12月31日完了予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

25番から29番は関連で、不動産の売買、賃貸業等を営む法人が所有権を移転し、建築条件付売買予定地に転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、周辺農地以外の土地など検討されましたが、ほかに適当な土地がなく申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、他地目を含む総事業面積4,758.51㎡、総転用面積4,464㎡に建築条件付売買予定地16区画を造成するほか、新設道路用地、ごみ置場、公園などとして利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はな

く、周辺農地への影響もないものと思われます。工事は令和9年12月31日完了予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。開発許可が必要になりますが、事前審査の回答済みで、許可の見込みのあるものと判断いたします。

30番は、使用貸借権を設定し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、周辺で農地以外の土地など検討されましたが、ほかに適当な土地がなく、また申請地は父名義の農地で実家に隣接する位置関係にあり、利便性を考慮し選定されたものです。

土地利用計画は、申請地473㎡に木造平屋建て住宅1棟を建築される計画で、転用面積は適正なものとして判断いたします。資金計画、給排水計画に問題はなく、周囲の状況、事業の内容から周辺農地への影響もないものと思われます。なお、開発許可が必要になりますが、事前審査の回答済みで、許可の見込みのあるものと判断いたします。

工事は令和7年12月31日完了予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

以上9件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準、一般基準いずれも許可基準を満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 ただいま22番から30番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
 なお、23番、24番と25番から29番までは、総転用面積がそれぞれ3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

 次は、31番。

23番 牧野正治委員

 23番委員、牧野です。

 31番から36番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

31番と32番は関連です。31番は太陽光発電事業を営む法人が地上権を設定し、太陽光発電設備へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、代替地の検討もされましたが、ほかに条件に合う土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地1, 755㎡に発電容量99.9kwの太陽光発電パネル180枚を設置する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金証明のほか、電力会社からの系統連系に係る契約回答の通知も添付されており、転用の確実性が認められます。また、転用による周辺農地への日照、通風等、営農条件への支障は発生しないものと思われます。工事は許可日から令和7年3月31日まで予定されており、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

32番は、31番の太陽光発電事業を営む法人が地役権を設定し、管理用通路へ転用する申請です。具体的には31番が島地のため、里道から31番の太陽光発電設備へのアクセスをするための管理用通路部分となります。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、代替地の検討もされましたが、ほかに条件に合う土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地510㎡のうち47㎡について、幅員1.5m、延長約31mを通行地役権設定する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金証明のほか、排水同意等も添付されており、転用の確実性も認められます。また、転用による周辺農地への日照、通風等、営農条件への支障も発生しないものと思われます。工期は許可日から令和7年3月31日まで予定されており、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

33番は、土木建設業等を営む法人が所有権を移転し、資材置場へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、代替地の検討もされましたが、ほかに条件に合う土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、他地目を含む申請地2, 465㎡に土、砂、碎石ほか、土木資材置場と車両の転回スペースを配置する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金証明のほか、排水同意書等も添付されており、転用の確実性も認められます。また、転用による周辺農地への日照、通風等、営農条件への支障も発生しないものと思わ

れます。工期は許可日から令和7年5月31日まで予定されており、許可後、すみやかに着手されることを確認いたしております。

34番と35番は関連です。

34番は、太陽光発電事業を営む法人が地上権を設定し、太陽光発電設備へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、代替地の検討もされましたが、ほかに条件が合う土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地1, 635㎡に発電容量99.9kwの太陽光発電パネル180枚を設置する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金証明のほか、電力会社からの系統連系に係る契約回答の通知も添付されており、転用の確実性が認められます。また、転用による周辺農地への日照、通風等、営農条件への支障も発生しないものと思われれます。工期は許可日から令和7年3月31日までを予定されており、許可後、すみやかに着手されることを確認いたしております。

35番は、34番と同じ太陽光発電事業を営む法人が地上権を設定し、太陽光発電設備へ転用する申請です。34番と35番は市道を挟み、かつ相当の高低差があり、それぞれ独立した施設の取扱いがされる個別案件としております。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、代替地の検討もされましたが、ほかに条件に合う土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地758㎡に発電容量62.16kwの太陽光発電パネル112枚を設置する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金証明のほか、電力会社からの系統連系に係る契約回答の通知も添付されており、転用の確実性も認められます。また、転用による周辺農地への日照、通風等の営農条件への支障も発生しないものと思われれます。工期は許可日から令和7年3月31日までを予定されており、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

36番は、所有権を移転し、歯科診療所へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、代替地の検討もされましたが、ほかに条件に合う土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地1, 543㎡に木造2階建て、建築面積1

72.24㎡の診療所1棟及び25台分の駐車場を整備される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画に問題はなく、周囲の状況、事業の内容から周辺農地への影響もないものと思われます。開発許可が必要となりますが、事前審査申出済みで、許可の見込みはあるものと判断いたします。工事は許可日から令和7年6月30日までを予定されており、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

以上6件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準及び一般基準を満たしており、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま31番から36番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号、第5号及び第6号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 第4号、第5号及び第6号議案は関連ですので、併せて説明します。まず、第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてです。

 一覧は、議案書16ページをご確認ください。

 初めに、所有権移転です。明細は議案書17ページの1番から18ページの5番までの合計5件で、熊本県農業公社からの売渡しと買入れです。面積は5件合わせて、田5,803㎡、畑9,847㎡の合計1万5,650㎡です。なお、売買価格は備考欄記載のとおりとなっています。

 次に、利用権設定の新規設定分です。明細は議案書18ページの6番のみの1件となっております。契約期間別では10年以上で、面積は田のみで合計3,337㎡です。なお、権利の種類は賃借権、利用内容は水稻となっております。

 なお、この第4号議案については、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第5条第1項の各要件を満たしていることが確認されています。

 続きまして、第5号及び第6号議案について説明します。

まず、議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案です。

議案書19ページの表をご覧ください。

こちらは、農地中間管理機構との貸借になります。明細は議案書20ページの1番から23ページの27番までです。契約期間別では6年未満が13件、10年以上が14件で、面積は27件合わせて、田5万8,824㎡、畑1万3,282㎡の合計7万2,106㎡です。なお、権利の種類は賃借権、利用内容は水稻、畑作物を予定されており、このうち全て一括方式となります。

続いて、第6号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案です。

明細は議案書24ページの1番から29ページの5番までの5件になっております。なお、議案第5号及び議案第6号の各案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっておりますので、併せてご確認をお願いします。

以上でございます。

議長 ただいま事務局から内容の説明がございましたとおり、第4号議案につきましては、各地区委員会で詳細にわたる確認が行われており、農業経営基盤強化促進法、附則第5条第1項の各要件を満たしております。

また、第5号議案及び第6号議案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっておりますので、併せてご確認をお願いします。

この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、提案どおり承認することに決定いたします。
続きまして、第7号議案、競売買受適格証明願（耕作目的）2件で
ございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条の許可基準に基づき、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

12番 森山哲也委員

12番委員、森山です。

1番から2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、熊本地方裁判所において競売に付される西区沖新町の農地の入札参加に必要な競売買受適格証明願の願いです。入札期間は令和6年12月3日から令和6年12月10日までとなっております。願出人は現在、水稻を栽培されている兼業農家で、取得後は水稻を作付される計画です。

2番は、熊本地方裁判所において競売に付される西区沖新町の農地の入札参加に必要な競売買受適格証明願です。入札期間は令和6年12月3日から令和6年12月10日までとなっております。願出人は現在、水稻を栽培されている農家で、取得後は水稻を作付される計画です。

以上2件、先日の地区委員会において農地法第3条の規定に照らし検討した結果、同条第2項の各号いずれも該当しておらず、競売買受適格者として証明することに何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま1番と2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。願い出どおり適格者にあると決定いたします。
なお、願出人が最高価格買受人となられた場合に、農業委員会へ農地法第3条の許可申請書が提出されますが、その内容が買受適格証明書の交付時と異なっていないと会長が認めたときは、許可証を交付してよろしいかお諮りいたします。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、そのようにいたします。
続きまして、第8号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願5件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

1 番 西富大二郎委員

1 番委員、西富です。

1 番と 2 番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1 番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は対象農地 1 筆を願出人自ら引き続き農業経営を行っていることを地元委員が確認しております。

2 番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は対象農地 6 筆を願出人自ら引き続き農業経営を行っていることを地元委員が確認しております。

以上 2 件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま 1 番、2 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
次は、3 番。

1 1 番 田中友博委員

1 1 番委員、田中です。

3 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3 番は、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明願です。願出人はネギ、ホウレンソウを栽培されている農家で、対象農地について引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しております。

以上 1 件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま 3 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定します。
次は、4番。

3番 西村清敏委員

3番委員、西村です。

4番と5番について、地区委員会での協議状況についてご報告いたします。

4番と5番は、相続税の納税猶予継続のための引き続き農業経営を行っている旨の証明願です。対象農地につきましては、地元農業委員及び推進委員による現地調査の結果、引き続き適正に耕作が行われていることが地区委員会で報告されております。

以上2件、先日の地区委員会におきまして、地元委員の報告に基づき検討した結果、証明書の交付について何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いします。

議 長 ただいま4番、5番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
続きまして、次第5の報告事項です。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。
1番から8番までの合計130件となっております。件数のみ報告いたします。
以上です。

議 長 次に、次第6のその他です。まず、画図地区の農地利用最適化推進委員の募集状況について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元に配付しておりますA3版の用紙をお願いいたし

ます。

画図区域の募集状況につきましては、中間公表としまして、11月5日現在で1名の方から応募がっております。

なお、この資料、ホームページにも募集状況の中間公表として掲載しておりますので、ご確認いただければと思います。

次に、今後のスケジュールでございますが、令和6年11月20日水曜日を募集の締切りとしておりまして、12月9日に農地利用最適化推進委員選考委員会において申込者の評価及び候補者の選考を実施し、その結果を農業委員会に報告することとなっております。その後、農地利用最適化推進委員の候補者を決定しまして、最終的な決定及び委嘱につきましては、来年1月の農業委員会で推進委員の選任議案を議決した後、農業委員会として新しい推進委員を委嘱することとなります。

以上、最適化推進委員の募集状況の説明を終わります。

続きまして、参考で資料はございませんが、農業委員の中間公表としまして、こちらも本市ホームページに掲載されておりますが、推薦及び応募につきましては、10月22日現在ではございませんでした。

なお、農業委員につきましては、昨日11月7日までの募集期間となっております。現在、農業政策課において取りまとめ中でございます。近日中に市ホームページに応募状況が公表されますので、そちらのほうをご確認いただければと存じます。

以上、ご説明を終わります。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、この件について何かございませんか。

一 同 異議なし。

議長 ないようですので、次に、地域計画の進捗状況について事務局より説明をお願いします。

事務局 地域計画に関する進捗状況報告です。

先月総会から昨日までに地域計画に係る地元協議は開催はされておられません。

なお、今後の地元協議については、11月14日、供合・広畑地区の地元協議が開催予定となっております。対象地区の地元委員の皆様におかれましては、お手数ですが今後ともご協力をお願いします。

以上、ご報告を終わります。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、この件について何かございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 ないようですので、以上をもちまして全ての案件が滞りなく終了いたしました。

 なお、本総会において議決された案件について、その事項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。

 よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 ありがとうございました。
 それでは、これにて閉会をいたします。

閉 会 午後4時10分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和6年11月8日

議 長 福 原 幸 一

署名委員 宮 本 淳 一

署名委員 松 田 則 康

書 記 前 田 啓 史